

## 令和8年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業 企画運営業務に係る企画提案要領

### 1. 業務の名称

令和8年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業企画運営業務  
(以下、「業務」という。)

### 2. 目的・業務内容

別添「仕様書」のとおり

### 3. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 4. 委託限度額

5,000,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

### 5. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

### 6. 応募資格

次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 国内に事業所を置く事業者であること。
- (9) 当該委託業務を遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) 過去の業務実績等により、業務遂行に必要な能力を有していることを証明できること。

## 7. スケジュール

- (1) 企画提案募集 令和8年4月16日(木)から5月25日(月)17時まで
- (2) 参加申込み 令和8年5月11日(月)17時【必着】
- (3) 質問受付 令和8年5月11日(月)17時【必着】
- (4) 企画提案書提出期限 令和8年5月25日(月)17時【必着】
- (5) 一次選考(書類審査) 令和8年5月26日(火)から5月29日(金)  
※有効な企画提案書等の提出者が4者以上となった場合に実施する。
- (6) 一次選考結果通知 令和8年6月3日(水)(予定)  
※一次選考を実施しない場合、二次選考の詳細のみ通知する。
- (7) 二次選考(プレゼンテーション審査)  
令和8年6月10日(水)以降(予定)  
※プレゼンテーションは最大3者で対面により実施する。
- (8) 優先交渉者決定 令和8年6月中旬(予定)
- (9) 契約締結 令和8年6月下旬(予定)

## 8. 参加申込み

本公募への参加を希望する事業者(以下、「参加申込者」という。)は、次のとおり参加申込書を提出してください。

- (1) 受付: 令和8年5月11日(月)17時【必着】
- (2) 提出方法: 参加申込書(様式1)を用いて、電子メールにより送信  
宛先: seikatsuka@pref.gunma.lg.jp  
件名: 「【参加申込み】令和8年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業企画運営業務」  
※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

## 9. 質問受付

次のとおり、企画提案書の提出を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 受付: 令和8年5月11日(月)17時【必着】
- (2) 提出方法: 質問票(様式2)を電子メールにより送信  
宛先: seikatsuka@pref.gunma.lg.jp  
件名: 「【質問】令和8年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業企画運営業務」  
※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。
- (3) 回答: 令和8年5月14日(木)までに、全ての参加申込者あてメールで送付します。  
※質問のあった事業者名は公開しません。

## 10. 企画提案書の提出

参加申込者は、次のとおり企画提案書を提出してください。

- (1) 提出書類

ア. 企画提案書表紙（様式3）

イ. 企画提案書（任意様式）

次の内容を必ず記載すること

①イベントタイトル（親しみやすい名称）

②イベント実施時期

③場所（けやきウォーク前橋またはイオンモール高崎内での開催に限る）

④メインステージ企画内容案（回数、各テーマ、実施方法、各出演者、司会者等）

※第1候補の出演者から出演内諾が得られない場合を想定し、第2候補以降の出演者も記載することが望ましい。

⑤ブース出展者案

※仕様書に基づき、8ブース（8団体）以上は提案すること。

※各出展者を提案する理由を簡潔に記載すること。

※実際のブース出展者は群馬県との協議により決定する。

⑥子どもと楽しめる体験ブース案

⑦来場者還元ブース案

⑧会場レイアウト案（ブース配置、メインステージ配置、来場者動線等）

⑨広報実施方法

⑩作業工程やスケジュール案

⑪その他提案事項

※契約事務に関連し、個人情報の収集・管理・活用の有無も記載してください（こちらはプレゼンテーション時の説明は不要です）。

ウ. 提案内容に係る見積書（任意様式）

・業務の実施に直接必要な経費の内訳を明確にしてください。

・積算項目について、大項目は企画提案書に沿ったものとし、小項目は提案内容に沿ったものとする。

エ. 事業実施体制（様式4）

オ. 事業実績（様式5）

カ. 会社案内等、応募事業者の概要が分かる資料

キ. 誓約書（様式6（群馬県暴力団排除条例第7条関係））

ク. 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）

ケ. 決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

コ. 消費税に係る課税事業者または免税事業者届出書（様式7）

※キ〜ケは、最新の群馬県「物件等購入契約資格者名簿」登載者は、提出不要です。

(2) 提出方法

電子メールにより送信

宛先：seikatsuka@pref.gunma.lg.jp

件名：【企画提案】令和8年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業企画運営業務  
としてください。

※なお、添付ファイルを含む電子メールの容量が7MBを超える場合は、7MB未満に分割して送信すること。

※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

(3) 提出期限 令和8年5月25日(月)17時【必着】

(4) 提出先 群馬県生活子ども部生活子ども課男女共同参画室男女共同参画係あて

## 11. 選考・審査

一次選考（書類審査）及び二次選考（プレゼンテーション審査）を行います。一次選考は、群馬県生活子ども課男女共同参画室が行い、二次選考は、県が別に設置する選定委員会において行います。

(1) 一次選考（書類審査）

4者以上の企画提案があった場合は、企画提案書等による書類審査を実施します。

なお、応募者が3者以下の場合は、全応募者を一次選考の通過者とします。

ア. 日時：令和8年5月26日（火）から5月29日（金）

イ. 評価基準：

企画提案については、概ね以下の評価基準に基づいて審査を行います。

① 事業目的の理解度

② 事業実施体制等に関すること

（業務遂行力、事業実績、財務状況、作業スケジュールの実現可能性等）

③ 企画提案内容に関すること（企画力、具体性、実現性、構成内容、オリジナリティ等）

④ 積算に関すること（費用の妥当性）

⑤ 総合評価

ウ. 結果通知：令和8年6月3日(水)（予定）

※選考結果は、全ての参加申込者に対して個別に通知します。一次選考通過者に対しては、二次選考の詳細をあわせて通知します。

※一次選考を実施しない場合、二次選考の詳細のみ通知します。

(2) 二次選考（プレゼンテーション審査）

一次選考の通過者を対象に、選定委員会において対面によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。なお、欠席の場合は、失格といたします。

ア. 日時：令和8年6月10日(水)以降（予定）

イ. 場所：群馬県庁12階南フロア 生活子ども部会議室（予定）

ウ. 評価基準：一次選考（書類審査）に同じ

エ. 結果通知：令和8年6月中旬（予定）

※選考結果は、二次選考参加者あて個別に通知するほか、優先交渉者は群馬県ホームページ上でも公表します。

## 12. 契約

(1) 前記11において決定された者を業務の委託契約優先交渉者とします。

- (2) 提案内容は優先交渉者を選定するためのものであり、提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び契約金額は、群馬県との交渉の上、決定します。
- (3) 優先交渉者との交渉が不調となった場合、次点の者と交渉する場合があります。
- (4) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。
- (5) 本業務の受託者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、事前に群馬県と協議の上で書面により報告し、その内容を群馬県が承認した場合に限り、業務の一部を再委託することができます。
- (6) 委託金の支払いは、原則として、事業報告書の提出を受け、委託金額の確定後に精算払いとなります。なお、必要に応じて受託者の請求により概算払も可能としますが、精算時に残額があった場合は、その分を返還していただきます。

### 13. 留意事項

- (1) 本公募に係る一切の費用は、申請者の負担とします。
- (2) 参加申込者以外からの提出は受け付けません。また、参加申込者であっても、提出期限経過後の提出や、提出書類に不備がある場合等は受け付けませんのでご注意ください。
- (3) 提出された書類の内容は、修正することができません。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 提出された書類は、審査に必要な場合、複製することがあります。
- (6) 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しません。
- (7) 参加申込者が提出書類等に虚偽の記載を行った場合には、当該提案を無効とし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。また、これにより群馬県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- (8) 参加申込み後に辞退する場合には、速やかに県へ連絡するとともに、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (9) 本業務で収集した個人情報を含むデータは群馬県が保有するものとします。
- (10) 受託者（再委託した場合は、受託者及び再委託先）は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。
- (11) このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。
- (12) 本企画提案要領に定めのない事項又はこの要領に記載の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとします。

### 14. その他

本事業は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用して実施するため、業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存する必要があります。あらかじめ御了承ください。

<担当所属>

名 称：群馬県 生活子ども部 生活子ども課 男女共同参画室 男女共同参画係

宛 先：〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

電 話：027-898-2688

Eメール：seikatsuka@pref.gunma.lg.jp